

“ふじのくに”^{しみん}士民協働 施策レビュー 改善提案への対応状況

1 基本情報

議論した施策	地域包括ケアシステムの推進 認知症に優しい地域づくり 介護・福祉人材の確保		
実施日/班名	9月9日(日) 第6班	担当部局名	健康福祉部 長寿政策課 地域福祉課 介護保険課 福祉指導課 薬事課
目標	<p>○市町と連携し、地域づくりとしての地域包括ケアシステムの構築を推進する。</p> <p>○認知症の人とその家族に対する支援体制を強化する。</p> <p>○介護サービスの量の確保と質の向上を図り、それを支える介護人材を確保する。</p>		
主な取組	<p><地域包括ケアシステムの推進></p> <p>① 一人ひとりに寄り添った相談・支援体制の充実・強化</p> <p>② 地域で日常生活を支援する仕組みの充実</p> <p>③ 自立支援・介護予防の取組促進</p> <p>④ 介護サービスの充実</p> <p>⑤ かかりつけ薬剤師・薬局の機能強化</p> <p><認知症にやさしい地域づくり></p> <p>① 認知症の人とその家族への支援</p> <p>② 若年性認知症対策の推進</p> <p><介護・福祉人材の確保></p> <p>① 介護サービス等を支える人材の確保と資質の向上</p> <p>② 介護職場の労働環境と処遇の改善</p>		

2 施策背景

<ul style="list-style-type: none"> ■ 本県の高齢化率は、2018年の28.7%から、団塊の世代が75歳以上となる2025年には31.9%と推計され、特に75歳以上の割合が増加し、高齢者の中の高齢化が進行する。 ■ 高齢者ひとり暮らし世帯、高齢者夫婦のみ世帯が増加。特に75歳以上のひとり暮らし高齢者は、2025年には約10万3千世帯と推計され、10年間で1.4倍に増加する。 ■ 本県の健康寿命は、2016年で男性72.63歳、女性75.37歳と全国トップクラスであり、元気な高齢者が多い。 ■ 要介護(支援)認定者数は、2017年4月現在約168千人、認定率は15.5%である。このうち要介護3以上の中重度者は全体の34.6%であり、軽度者が3分の2を占める。 ■ 国は、2014年に地域医療介護総合確保推進法を制定し、地域において医療と介護の連携を図る「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」を車の両輪として推進するため、関係法令の整備を行った。 ■ 県では、2017年に、県保健医療計画(計画期間6年)及び県長寿社会保健福祉計画(計画期間3

- 年)を策定し、医療、介護の両面から地域包括ケアシステムの推進を目的として施策を展開する。
- 県民に対する意識調査において、人生の最期を自宅で迎えたい人は約47%であったのに対し、2016年現在、自宅で亡くなる割合は13.5%と、希望と実態に乖離がある。
 - 単身世帯や支援を必要とする軽度の高齢者が増加する中で、調理、掃除等の家事支援や外出支援などの生活支援に対するニーズが増加している。
 - 認知症高齢者は、現状の約7人に1人から、2025年には約5人に1人と推計される。また、65歳未満の、いわゆる“現役世代”で発症する若年性認知症の課題も顕在化している。
 - 国は、2015年に認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)を策定し、2025年を見据え、「認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることのできる社会」を実現するため、具体的な施策を示した。
 - 県の介護人材の需給推計では、2025年には、約67千人の介護職員が必要とされるが、供給可能な介護職員は約59千人と乖離が生ずることが見込まれる。

3-1 県が考える現状・課題と施策の方向 地域包括ケアシステムの推進

現状・課題	県の施策の方向
地域包括ケアシステムの実現に向けて県民の更なる理解が必要である。 親の介護と子育てが同時期、老老介護等の多様な困難を抱える家庭が増加している。 ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加による自立と介護力の低下が懸念されている。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県民の地域包括ケアシステムに対する一層の理解促進 ・ 分野を問わない包括的な相談体制 ・ 多職種連携による支援の促進
	➡①一人ひとりに寄り添った相談・支援体制の充実・強化
家事援助や外出支援など、多様な生活支援を必要とする高齢者が増加している。 生活支援コーディネーター等の担い手が不足している。 地域住民のつながりの希薄化から民生・児童委員などの地域活動が困難である。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民による支え合いの促進 ・ 市町における成年後見制度の体制構築支援等 ・ 生活支援コーディネーターの養成と体制の強化 ・ 地域活動の広報や民生・児童委員への研修等の支援
	➡②地域で日常生活を支援する仕組みの充実
健康で元気な高齢者が増加している。 要介護認定者のうち軽度者は約2/3である。 日常の活動や社会への参加の働き掛けによる生活の質の向上が必要である。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民主体による介護予防活動の促進 ・ 住民主体による「通いの場」の設置促進 ・ 地域で病院、在宅医療、介護関係者が連携したリハビリテーションの提供による在宅生活の継続
	➡③自立支援・介護予防の取組促進
いつでもどこでも誰でもサービスを受けられるサービス提供基盤整備が必要である。 介護需要の増加や多様化に対応するため量の確保と質の高いサービスが提供される必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護サービス提供基盤や地域密着型サービス提供基盤の計画的な整備 ・ 介護サービス利用者に適切なサービスが提供されるよう事業者の指導監督の強化
	➡④介護サービスの充実

地域包括ケアを担う人材の一員として、地域の中で店舗を構える薬局・薬剤師のかかりつけ機能の強化が必要である。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 薬局薬剤師による在宅訪問業務の推進 ・ 薬局の健康相談機能の周知
	➡⑤かかりつけ薬剤師・薬局の機能強化

3-2 県が考える現状・課題と施策の方向 認知症に優しい地域づくり

現状・課題	県の施策の方向
<p>2025年には高齢者の5人に1人が認知症と推計され、誰もが認知症又は介護者となる可能性があることから、認知症への理解の向上を図る必要がある。</p> <p>在宅で生活する認知症高齢者が増加しており支援が必要である。</p> <p>認知症の早期発見、早期対応により、重度化を防止することができることから、予防への取組を強化する必要がある。</p> <p>認知症は、運動、口腔機能の向上、栄養改善、社会交流、趣味活動など日常生活における取組が予防に繋がることから、周知が必要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症サポーターの養成や認知症への理解の普及・啓発の推進 ・ 認知症の人が地域とつながりをもって生活できる環境整備の促進 ・ 認知症疾患医療センターを拠点とし、多職種協働により認知症の人を支援する体制の構築支援 ・ 医療・介護従事者の認知症の対応力の向上 ・ 地域の実情に応じた、認知症予防の取組の推進 <p>➡①認知症の人とその家族への支援</p>
<p>本県の若年性認知症の人の推計は、約1,000人であり、若年性認知症に対する理解が必要である。</p> <p>発症後の就労継続が困難であり支援が必要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療・福祉・就労の総合的な支援 ・ 本人と家族が集い、情報交換ができる場づくりの支援、相談体制の充実 ・ 仕事の場づくりの促進、社会参加や就労の支援 <p>➡②若年性認知症対策の推進</p>

3-3 県が考える現状・課題と施策の方向 介護・福祉人材の確保

現状・課題	県の施策の方向
<p>増加が見込まれる介護需要に対応するため、介護人材を幅広く安定的に確保する必要がある。</p> <p>慢性的な人材不足を緩和するため、介護・福祉職場への新規就業を促進する必要がある。</p> <p>利用者本位の介護サービスの提供を実現するため、介護職員の資質の向上が必要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 若年層を中心とした県民の介護・福祉の仕事に対する正しい理解を深める環境づくりや、定年退職者及び外国人など多様な人材の就労促進 ・ 社会福祉人材センターによる就労支援や研修を活用した新規就業者の確保 ・ 介護職員、介護支援専門員に対する研修の実施 <p>➡①介護サービス等を支える人材の確保と資質の向上</p>

<p>必要なサービスを安定して提供するため、人材の確保に加え、生産性の向上など適切なサービスを提供する体制の構築が必要である</p> <p>介護職員が将来展望をもち、長く働くことができるよう、労働環境や処遇の改善が必要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護福祉機器や介護ロボット、ICT等を活用した業務負担の軽減による生産性の向上 ・ 実地指導や訪問相談の実施等による「キャリアパス制度」の導入支援 <p>➡②介護職場の労働環境と処遇の改善</p>
---	---

4 施策レビューの結果（施策改善提案）とその反映状況

<p>いま住んでいる街で、高齢になっても幸せに暮らすことのできる環境を目指すため、解決すべき課題は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 介護に関わる人材の不足 2 市町間での福祉・介護に関わる課題が大きく異なる 3 地域包括ケアシステムの仕組みが県民に伝わっていない 4 認知症予防は、地域で支える状況に達していない 5 行政や自治会だけではなく、民間事業者との連携が不足している

改善提案内容	施策への反映状況等
<p>■ 介護人材の不足を解消するため、給与改善や就労環境の改善を検討するとともに、介護に関わることの魅力を伝える取組を進める。</p> <p>中長期的には、学校教育の中で高齢者や認知症の人と触れ合う機会を創出し、介護・福祉について理解促進を図り、人材育成につなげることが重要である。</p>	<p>介護サービス事業所へのICT機器の導入経費助成を拡充し、業務の効率化を促進することに加え、新たに、介護の周辺業務を担う人材（介護サポーター）の活用に取り組むことにより、介護職員の負担を軽減し、一層の就労環境の改善を図る。</p> <p>また、キャリアパス制度導入の推進や、2018年度創設した労働環境や処遇改善に積極的に取り組む介護サービス事業所を認証する「静岡県働きやすい介護職場認証制度」を活用し、事業所の主体的な改善の取組を促進する。</p> <p>県内の若手介護職員による「介護の未来ナビゲーター」を福祉系の高校や大学だけでなく、広く普通課程の学校等にも派遣し、介護の仕事のやりがいを伝えていく。</p> <p>あわせて、中学生・高校生を対象とした「福祉のしごと学び体験ツアー」や、小学生親子対象の「介護保険施設の見学バスツアー」、小中高校訪問による「福祉職出前講座」などにより、若い世代に対して介護の仕事の情報を発信していく。</p> <p><2019年新規取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護分野ICT化事業（拡充） ・ 介護サポーター育成事業（新規）

<p>■ 県は、一律に仕組みを押し付けるのではなく、県内各市町の現場に足を運び実際に目で見て、現状や課題を把握し、情報の共有や地域課題の解消、好事例の横展開といった、市町へのサポートを推進する。 その際、各市町が持つ資源の「あるもの探し」を県が実施していく。</p>	<p>県は、市町や現場を訪問して地域包括ケアの実現に向けた打合せを引き続き実施し、市町の取組の現状と課題、県に求める支援策等を把握し、情報の共有を図る。 また、訪問した中で好事例の要因を発見するとともに、県内外の市町村における好事例については、市町職員が参加する会議や研修会で情報共有を図るほか、新たに好事例を紹介・解説する「地域包括ケアだより」を発行、メールで配信するなど、横展開を図る。 あわせて、地域課題に対応する事例も紹介し、課題の解消を支援する。</p> <p><2019年新規取組> ・「地域包括ケアだより」の配信</p>
<p>■ 地域包括ケアシステムの仕組みや制度については、様々な広報媒体を活用した情報発信により県民への理解促進を図る必要がある。現在の発信方法を改めてしっかりと見直し、「伝わる」方法を検討することが重要。</p>	<p>継続して開催している「地域包括ケアシンポジウム」や県民だより、市町の広報誌の活用のほか、新たに、教育機関の学生、生徒等を通じて保護者へ、企業を通じて従業員とその家族へと、様々な伝達手段を取り入れ、発信していく。</p>
<p>■ 誰もが、認知症になる可能性があることを認識してもらうことで、認知症の人が暮らしやすい環境とするにはどうしたらよいか、地域で考えてもらうきっかけづくりに取り組む。</p>	<p>2018年4月現在、県内に131か所ある、認知症の人と家族、地域住民、医療・介護の専門職員等の誰もが参加できる「認知症カフェ」を、市町や認知症サポーターと協力して、より多くの県民が利用し、認知症のことを理解してもらえる場となるよう、運営者に働き掛ける。 このほか、新たに、認知症診断直後等で今後の生活に不安を抱く人を対象に、早期から心理面、生活面を支援するため、認知症の本人同士、家族同士で支え合うピア（仲間）活動を促進する。 また、新たに、認知症の診断を受けた人で、介護保険等の公的サービスまで必要はないが、ちょっとした日常生活の困りごとに対する支援が必要な人を、認知症サポーターなど地域の人で支える仕組みづくりとその活動を促進する。</p> <p>あわせて、2018年10月8日に県内外の720人が参加して開催した「認知症の本人が語り合う全国の集い in 静岡」を契機に、「本人ミーティング」の手法を県内市町や企業等へ普及するとともに、認知症の人やその家族が安心して住み続けることができる取組を推進する。</p> <p><2019年新規取組> ・認知症の人や家族を支える体制整備事業（新規）</p>

<p>■ 介護・福祉の課題解決にあたっては、市町や地域、民間事業者等多様な主体を巻き込むことが重要。愛知県豊明市の事例を研究し、応用できる市町への横展開を検討していく必要がある。</p>	<p>愛知県豊明市ほか県内外の市町村における先進事例、好事例の手法や事業の仕組みを参考に、市町や地域、民間事業者等多様な主体を巻き込み、多様なサービスの創出を支援するとともに、市町へその成果の横展開を図る。</p> <p>具体的には、生活支援や介護予防を行う住民・民間主体サービスを創出するため、市町と広域で活動する民間事業所等とのマッチングを支援し、サービス提供体制づくりを促進する。</p> <p>また、高齢者移動サービスを実現するまでのモデルを複数実施し、実現したサービスを他市町へ横展開を図る。</p> <p><2019年新規取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活支援・介護予防マッチング事業（新規） ・移動サービス創出支援事業（新規）
<p>■ 介護・福祉の主体は市町であることから、県が過度に関わり過ぎず、現場である地域や市町が担う部分でうまく進められないところを、県がいかにサポートするかなど県の役割は何かを改めて考え直すことが必要である。</p>	<p>地域包括ケアシステム構築の主体は市町であり、県の役割は市町への助言と適切な支援にある。</p> <p>市町の取組に差が生じないよう、保健・医療、福祉・介護の関係団体等で構成する「地域包括ケア推進ネットワーク会議」等で関係者の意見交換、助言、調整等を行うとともに、市町が持つ資源の「あるもの探し」や、認知症の人や誰もが暮らしやすい環境づくり、好事例の横展開など、市町を支援していく。</p>